

(4) 本四高速の料金水準と償還期間の経緯

料金改定時期	S54.5	S58.10	S60.5	S62.5	S63.1	S63.1	H3.11	H9.12	H15.3	H17.10	H26.4	H26.11	R6.4
主な改定理由	大三島橋 供用	因島大橋 供用	大鳴門橋 供用	大鳴門橋 関連区間 供用	伯方・ 大島大橋 供用	瀬戸中央 自動車道 供用	生口橋 供用	明石海峡 大橋供用	新特別料金 認可	民営化	「整備重視の 料金」から 「利用重視の 料金」への 見直し	特定更新工事 の着手	「新たな高速道路 料金に関する基 本方針」の改定
対象延長	96km	103km	103km	140km	143km	143km	143km	178km	186km	172.9km			
普通車料金水準 陸上部 海峡部 明石海峡大橋 （税抜）	40円/km 280円/km —	34円/km 408円/km —		35円/km 420円/km —				〈基本料金※ ¹ から 20%の引き下げ〉 31.2円/km 280.8円/km 449.28円/km	〈基本料金※ ¹ から 28%の引き下げ〉 28.08円/km 252.72円/km 404.35円/km		24.6円/km 108.1円/km 108.1円/km		
償還期間	28年間	33年間						50年間	50年間 （有利子債務等） （1996～2045）	45年間※ ² （有利子債務等） （2005～2050）		51年間※ ³ （有利子債務等） （2014～2065）	48年間 （有利子債務等） （2024～2072）

＜参考＞H1.4～消費税導入(3%) H26.4～消費税引き上げ(5→8%)

H9.4～消費税引き上げ(3→5%) R1.10～消費税引き上げ(8→10%)

国による有利子債務処理(1.46兆円)

※1 基本料金の水準は陸上部39円/km,海峡部351円/km,明石海峡大橋561.6円/km

※2 平成26年6月に道路法等の一部を改正する法律が公布されたことにより料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。

※3 令和5年6月に道路整備特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことにより料金徴収期間を最長で令和9年9月30日まで延長することが可能となった。